

合理的配慮について

障がいのある学生の皆さんが大学生活で自分の力を十分に発揮するために、何らかの配慮や支援の必要となることがあると思います。本学では、学生相談室が支援窓口となり、教職員が連携して支援を行っています。以下に、合理的配慮の基本的な考え方や、申請手続きについて説明します。法律に基づく支援のため、どうしても難しい言葉が並んでしまいますが、配慮を希望する方や、気になることがある方は、まずは気軽に学生相談室にご相談ください。

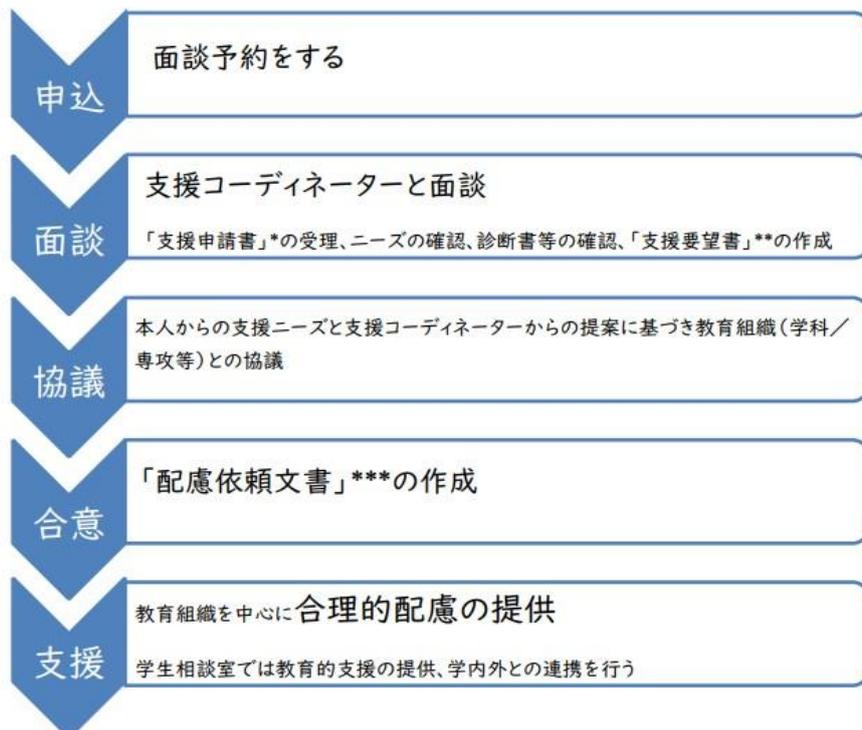
● 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障がいのある学生が教育を受ける権利を行使できるよう、大学が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。それは状況に応じて個別に必要とされるものであり、かつ大学に対して過度の負担を課さない配慮のことです。

※合理的配慮は単位修得や卒業を目的にするものではなく、教育を受ける権利を保障するものです。

● 合理的配慮の申請手続きについて

申請窓口は学生相談室です。下図のとおり、まずは学生相談室での面談が必要になりますので、面談予約をお取りください。



*「支援申請書」:様式1(申請する学生本人が記入します)

**「支援要望書」:様式2-1、様式2-2、様式2-3(支援コーディネーターと相談しながら作成します)

***「配慮依頼文書」:学生相談室が作成します

以上